

令和4年11月30日	
担当課	職員課
所属長	西川欣伸
電話	06-4950-5660

## 公然わいせつ罪に係る職員の処分について

### 1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局 会計年度任用職員（非常勤事務補助員）

停職3月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

### 2 処分年月日

令和4年11月30日（水）

### 3 処分の概要

当該職員は、公務外において、不特定多数が利用する飲食店内で、下半身を露出する行為を行い、公然わいせつ罪容疑で逮捕された。

こうした行為は本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき懲戒処分として停職3月とした。

以上